

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成20年5月15日(2008.5.15)

【公開番号】特開2001-311498(P2001-311498A)

【公開日】平成13年11月9日(2001.11.9)

【出願番号】特願2001-90898(P2001-90898)

【国際特許分類】

F 1 6 M	11/12	(2006.01)
F 1 6 M	11/14	(2006.01)
H 0 5 K	5/02	(2006.01)

【F I】

F 1 6 M	11/12	Z
F 1 6 M	11/14	Z
H 0 5 K	5/02	E

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月27日(2008.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 基端および先端を有するアームと、前記アームを固定された支持体に据え付けるために前記基端に設けられた据え付け手段と、前記アームに電気表示装置を取り付けるための搭載手段を有するユニバーサル継手を前記アームの先端に備える電気表示装置の支持装置。

【請求項2】 前記アームは、その基端と先端の中間にアームの先端を1水平面内で端から端へ移動させるピボット継手を有する請求項1に記載の電気表示装置の支持装置。

【請求項3】 前記据え付け手段は、固定された支持体としての支持支柱の周りに嵌るカラー又はスリーブである請求項1に記載の電気表示装置の支持装置。

【請求項4】 前記据え付け手段は、アームを固定された支持体としての壁に取り付けるために前記壁と移動可能に係合する取付手段を有する請求項1に記載の電気表示装置の支持装置。

【請求項5】 前記ユニバーサル継手は、互いに直角に配置された2軸を中心には枢動するように構成され配置される請求項1に記載の電気表示装置の支持装置。

【請求項6】 前記2軸は水平軸および垂直軸からなる請求項5に記載の電気表示装置の支持装置。

【請求項7】 前記ユニバーサル継手(5)は、装着プレート(80)と、前記装着プレート(80)から延びて拡大され軸心に対して直角に延びる中心穴(84)を有する円盤形状のヘッド(83)を有するスピゴット(82)と、前記ヘッド(83)を包囲し前記装着プレート(80)がスピゴットヘッド(83)を貫通する中心穴(84)によって規定された軸を中心上下に枢動するように両端から延びるピボットピン(71, 72)を備えるシェル(70)と、先端にY字状のヨーク部(61)を有し前記ヨークの両端に整列させられた2つの穴(62, 63)を規定するアーム(2A)とを備え、各穴(62, 63)に収められるように構築され配置されたピン(71, 72)が前記プレート(80)を前記ピン(71, 72)によって規定された軸を中心端から端へも枢動させる請求項6に記載の電気表示装置の支持装置。

【請求項8】 基端および先端を有するアームと、前記アームを固定された支持体に

据え付けるために前記基端に設けられた据え付け手段と、前記アームに電気表示装置を取り付けるための搭載手段を有するユニバーサル継手を前記アームの先端に備え、前記据え付け手段は固定された支持体としての支持支柱の周りに嵌るカラー又はスリーブであり、前記カラーは両端が開いたチューブであり、前記チューブは内径が一定でありその一端に内径が増大して前記一端の周りが面取りされた内縁を備える電気表示装置の支持装置。

【請求項 9】 前記ユニバーサル継手は、互いに直角に配置された 2 軸を中心に枢動するように構成され配置される請求項 8 に記載の電気表示装置の支持装置。

【請求項 10】 前記 2 軸は水平軸および垂直軸からなる請求項 9 に記載の電気表示装置の支持装置。

【請求項 11】 請求項 8 に記載の電気表示装置の支持装置に使用する支持支柱であって、その長手方向に沿って間隔を有する平行な複数の環状溝を有する支持支柱。

【請求項 12】 前記支柱が互いに嵌り合う独立した複数のセグメントからなる請求項 11 に記載の支持支柱。

【請求項 13】 前記溝の 1 つに配置される弾性 O リングを有する請求項 11 に記載の支持支柱。

【請求項 14】 前記溝の 1 つに配置される弾性 O リングを有する請求項 12 に記載の支持支柱。